

事 務 連 絡  
令和4年10月26日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

### 職場における検査等の実施手順（第3版）について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関し、ハイリスク施設（※）等以外の事業所において保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないとしたこと、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定したこと等を受け、今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添の事務連絡（R4.10.19付け）が発出され、

- ・ 「職場における検査等の実施手順（第2版）」（R3.6.25改訂）を改訂したこと
- ・ 「『職場における積極的な検査等の実施手順』及び『職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）』に関するQ&Aについて」（R4.1.18付け事務連絡（最終改正R4.3.17））は廃止し、当該別添事務連絡をもって代えること

等について、国土交通省自動車局を通じ周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

（※）ハイリスク施設：高齢者・障害児者施設、医療機関

#### 《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡（令和4年10月21日付け）
- （別添）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（R4.10.19付け）